

別表

項番 1
(あ) 諮問番号 第 253 号
(い) 諮問日 第 250-1 号 令和 5 年 12 月 8 日
(う) 情報公開請求日 令和 5 年 2 月 24 日
(え) 公開を請求する行政文書の内容又は件名 倉賀野駅北土地区画整理事業●●街区内の底地地番 ●●●●-●、●●●●-●、●●●●-●、●●●●-●、●●●●-●、●●●●-●付近の「東西線・北口線・駅前広場整備予定地」に囲まれた土地で●●●氏(住所 高崎市倉賀野町●●●●番地●)が仮換地処分を受けた一体の土地の西側部分(以下 交番建設予定地という)及び高崎市が●●●氏と売買契約を締結した底地地番●●●●-●の一部の土地(以下 当該地という)について、職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム、アルバム及び電子データ等で職員が組織的に用いるものとして、実施機関(市長)が保有している全ての文書等のうち下記の文書等(以下 文書という) 記 (1)倉賀野町交番(現在地 高崎市倉賀野町●●●●-●)の移転先予定地が倉賀野駅北土地区画整理事業●街区内の倉賀野町●●●●番地先(国道 1 7 号線「倉賀野西信号」交差点の北東の角地付近)から同●●街区内の交番施設建設予定地に変更となる過程における群馬県と高崎市との調整会議、打ち合わせ等の顛末報告書等に類する文書及び県或いは●●氏から提示された要望、要請等を記録した類の文書 (2)高崎市が当該地を●●●氏に売り渡すことになった経緯を示す文書 (3)当該地に係る売買契約締結伺い決裁文書及び売買契約書の写し (4)施行者高崎市が高崎市土地区画整理事業保留地処分規程第 1 4 条の規定に基づき●●氏に提出させた(様式第 4 号)の写し (5)高崎市土地区画整理事業保留地処分規程第 3 条(4)で示す「特別な理由」の意義を分析精査し、適正及び公正な運用を担保するための指針、判断基準等を示す文書 (6)上記規則第 3 条(4)「特別な理由」を理由として契約した過去の事例を示す文書 (7)高崎市土地区画整理事業保留地処分規程の運用に疑義が生じた際に上級官庁へ発した教示依頼文書及びその回答文書
(お) 事務担当課 高崎市都市整備部区画整理課
(か) 決定 第 349-3 号 令和 5 年 3 月 17 日 行政文書部分公開決定通知

(き) 決定理由 (公開しない部分の概要) 群馬県警察との協議に関する内容、個人、法人との交渉内容、高崎市内部での審議検討協議内容、対象地、保留地価格、処分予定者、総指数、㎡当り指数、指数1個当り単価、㎡当り単価、処分価格、契約予定者、通減率修正係数、路線価指数、正面路線価、評定指数、評定総指数、処分先、住所、氏名、売渡価格 (公開しない理由) 高崎市情報公開条例第7条第1号、第2号、第4号及び第5号に該当 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 法人その他の団体(国、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。 市の機関並びに国、他の地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討、協議等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。 市の機関又は国、他の地方公共団体、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
(く) 審査請求年月日 令和5年6月13日
(け) 弁明書送付年月日 令和5年10月4日
(こ) 反論書提出年月日 令和5年10月31日
(さ) 意見書提出年月日 なし
(し) 口頭意見陳述実施年月日 なし

(す) 審査請求人の主張

市は、公開しない理由として、高崎市情報公開条例第 7 条第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号を根拠として掲げ、内容を墨塗り処理して非公開とする処分を下した。非公開の理由は各号中の「おそれ」があるものとしている。しかしながら内部部分を非公開とする市の処分は、県下各市町村が指針とする「群馬県情報公開条例の解釈及び運用基準」に照らして、誤った解釈及び運用によりおこなわれた処分なので、不当である。本件処分により、審査請求人は、高崎市情報公開条例第 1 条に示す「市民の知る権利」を侵害されている。

以上の点から、(え) 公開を請求する行政文書の内容又は件名欄の請求文書のうち、部分公開決定されたうち非公開処分の取り消しを求める。

群馬県警察と高崎市の協議に関する情報については、意思決定前であるというだけで一律に非公開とするのは適当ではない。また、市民の誤解や憶測、市民の間に混乱を生じさせるおそれとは、抽象的で説明不足である。個人との交渉内容は、用地交渉にあらず、個人情報に該当するという判断は誤りである。

当該地を個人に売り渡すこととなった経緯を示す文書については、個人情報にあたるとしても、公益的利益が優先されるため、個人の権利利益を侵害しても開示すべきものであり、住所氏名及び個別具体的なプライベートな情報以外は公開すべきである。

また、交渉の内容は、当該保留地を売り渡すための契約でしかなく、定型で単純な事務であり、個別具体的に話し合われる必要はなく、権利者との信頼関係等を得て設立する事務ではないため条例第 7 条第 5 号イに該当するとした判断は誤りであり不当である。

今事案である保留地の随意契約は、法令規則の規定の要件に該当せず法令等に違反しており、適正な遂行ではない。

高崎市が当該地を個人へ売り渡すことになった経緯を示す書類を条例第 7 条第 1 号及び第 5 号を理由に一部非公開としたことについては、処分庁のコンプライアンス意識の欠如、ガバナンスの機能不全と買受者からの要望を覆い隠すための詭弁である。

売買契約締結伺い決裁文書及び売買契約書の写しについては、個人情報であることには反論しないが、保留地の価格は公開すべきである。

買受人から提出させた様式第 4 号の写しについては、個人情報であることには反論しない。

保留地処分規程第 3 条(4)「特別な理由」を理由として契約した過去の事例を示す文書のうち、個人の住所、氏名、要望、個別的事情及び保留地価格等については、個人情報にあたるとして部分公開されたが、買い取りたい旨の要望及び当該保留地価格等は該当しないと考える。また、平成 23 年 12 月 28 日付文書番号第 272-3 号の添付書類「随意契約理由書」について一部を塗りつぶしていることについては、他の事案の理由欄が隠すことなく内容を公開していることとはアンバランスで不可解であり、条例第 7 条第 1 号及び第 5 号イに該当しないと考える。

(せ) 実施機関の主張

(え) 公開を請求する行政文書の内容又は件名欄の請求文書のうち、各文書について一部を非公開した理由は次のとおりである。

(1)は、群馬県警察との協議に関する内容、高崎市内部での審議検討協議内容及び個人との交渉内容に関する情報であり、群馬県警内部で検討中の確定していない未成熟な情報である。個人との交渉内容は、個人の氏名、要望、個別的事情及び不動産の所有状況等が反映された個人情報であり、個別の交渉内容は権利者との信頼関係を得て成立するものであるから公にすることは将来の事務に支障が出るおそれがある。

(2)は、個人との交渉内容であり、(1)と同様である。

(3)は、個人の住所、氏名及び保留地価格等に関する個人情報である。

(4)は、個人の住所、氏名に関する個人情報である。

(6)は、個人の住所、氏名、要望、個別的事情及び保留地価格等に関する個人情報である。なお、過去の事例を示す平成 23 年 12 月 28 日付第 272-3 号の添付書類「随意契約理由書」には、個人との交渉内容が含まれているため、(1)と同様と判断した。